

令和4年12月22日からの大雪により被害を受けられた皆様へ

このたびの令和4年12月22日からの大雪により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。


災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【北海道】 北見市（きたみし） 紋別市（もんべつし） 枝幸郡枝幸町（えさしぐ んえさしちょう） 網走郡美幌町（あばしり ぐんびほろちょう） 斜里郡斜里町（しゃりぐ んしゃりちょう） 斜里郡清里町（しゃりぐん きよさとちょう） 紋別郡遠軽町（もんべつ ぐんえんがるちょう） 紋別郡湧別町（もんべつ ぐんゆうべつちょう）	12月23日	令和4年12月22日か らの大雪による災害に より、多数の者が生命 又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれ が生じており、継続的 に救助を必要として いる。	災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用

<p>【北海道】</p> <p>紋別郡興部町（もんべつぐんおこっぺちょう）</p> <p>紋別郡雄武町（もんべつぐんおうむちょう）</p> <p>【新潟県】</p> <p>村上市（むらかみし）</p>	12月23日	令和4年12月22日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>【新潟県】</p> <p>佐渡市（さどし）</p>	12月22日	同上	同上

以上

< お問い合わせ >

フローラル共済株式会社

 0120-26-8160（通話無料）

受付時間 9:00~18:00（土日祝日、年末年始を除く）

※携帯電話からお掛けいただけます。